

## 第9期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### (1) 連結計算書類

連結財政状態計算書

連結損益計算書

連結持分変動計算書

連結注記表

### (2) 計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

### (3) 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査委員会の監査報告

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.macromill.com/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社マクロミル

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書

2022年6月30日現在  
(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債及び資本	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	14,756	借入金	648
営業債権及びその他の債権	7,966	リース負債	1,204
契約資産	3,214	営業債務及びその他の債務	4,764
棚卸資産	717	契約負債	1,050
その他の金融資産	136	その他の金融負債	10
その他の流動資産	967	未払法人所得税	641
流動資産合計	27,759	引当金	1,562
非流動資産		その他の流動負債	3,359
有形固定資産	936	流動負債合計	13,241
使用権資産	2,447	非流動負債	
のれん	42,928	社債及び借入金	30,906
その他の無形資産	7,073	リース負債	1,326
持分法で会計処理されている投資	55	その他の金融負債	329
その他の金融資産	981	退職給付に係る負債	418
繰延税金資産	1,431	引当金	373
その他の非流動資産	19	繰延税金負債	1,192
非流動資産合計	55,874	その他の非流動負債	18
		非流動負債合計	34,564
		負債合計	47,806
		資本	
		資本金	1,090
		資本剰余金	11,641
		自己株式	△791
		その他の資本の構成要素	6
		利益剰余金	19,757
		親会社の所有者に帰属する 持分合計	31,704
		非支配持分	4,123
		資本合計	35,827
資産合計	83,634	負債及び資本合計	83,634

## 連結損益計算書

2021年7月1日から2022年6月30日まで  
(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	49,810
営業費用	△44,089
その他の営業収益	148
その他の営業費用	△61
持分法による投資利益	6
営業利益	5,814
金融収益	92
金融費用	△302
税引前利益	5,605
法人所得税費用	△1,709
当期利益	3,895
当期利益の帰属	
親会社の所有者	3,147
非支配持分	747
当期利益	3,895

## 連結持分変動計算書

2021年7月1日から2022年6月30日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
2021年7月1日時点の残高	1,062	11,953	△727	65	—	△675
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△1	△1	496
当期包括利益合計	—	—	—	△1	△1	496
新株の発行	27	44	—	—	—	—
自己株式の取得	—	△1	△72	—	—	—
自己株式の処分	—	△0	8	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	△6	—	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	△58	1	—
子会社に対する所有持分の変動	—	△114	—	—	—	—
その他の増減	—	△233	—	0	—	—
所有者との取引額合計	27	△312	△63	△58	1	—
2022年6月30日時点の残高	1,090	11,641	△791	6	—	△178

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	新株予約権	合計				
2021年7月1日時点の残高	173	△435	17,383	29,236	3,697	32,933
当期利益	—	—	3,147	3,147	747	3,895
その他の包括利益	—	492	—	492	16	509
当期包括利益合計	—	492	3,147	3,640	764	4,404
新株の発行	△16	△16	—	55	1	56
自己株式の取得	—	—	—	△74	—	△74
自己株式の処分	—	—	—	8	—	8
株式に基づく報酬取引	24	24	—	17	—	17
配当金	—	—	△829	△829	△357	△1,187
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	△56	56	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動	—	—	—	△114	17	△96
その他の増減	△2	△1	△0	△235	0	△235
所有者との取引額合計	5	△50	△773	△1,172	△338	△1,510
2022年6月30日時点の残高	179	6	19,757	31,704	4,123	35,827

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRSという。）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は、同項後段の規定により、IFRSで求められている開示項目の一部を省略しています。

### (2) 連結の範囲に関する事項

#### 連結子会社の状況

連結子会社の数は当連結会計年度末において41社であり、主要な連結子会社の名称は以下のとおりです。

株式会社エムキューブ、Macromill Embrain Co., Ltd.、株式会社マクロミルケアネット、株式会社電通マクロミルインサイト、株式会社センタン、株式会社H.M.マーケティングリサーチ、株式会社マクロミル・サウスイーストアジア、Siebold Intermediate B.V.、MetrixLab Holding B.V.、MetrixLab B.V.、MetrixLab Nederland B.V.、MetrixLab UK Ltd.、MetrixLab Singapore Pte. Ltd.、MetrixLab US, Inc.、明路市場調査（上海）有限公司、Precision Sample, LLC  
なお、新たな買収及び設立等により、当連結会計年度より4社を新規に連結子会社に含めています。

### (3) 持分法適用に関する事項

#### 持分法適用関連会社の状況

持分法適用関連会社の数は当連結会計年度末において1社であり、関連会社の名称は以下のとおりです。  
EOLembrain Online Marketing Research Co., Ltd.

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (I) 金融資産の分類

当社グループは、金融商品に係る会計処理について、IFRS第9号「金融商品」を適用しています。金融資産の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりです。当社グループは、金融資産を事後に償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しています。この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のとおり分類しています。なお、償却原価で測定する金融資産については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

##### (i) 負債性金融商品

###### (a) 償却原価で測定する金融資産

負債性金融商品としての金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しています。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
  - ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合
- 償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しています。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しています。

###### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産の区分の要件のいずれかが満たされない場合、負債性金融商品は「純損益を通じて公正価値で測定するもの」として分類され、公正価値で測定しその変動を純損益で認識しています。

(ii) 資本性金融商品

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループの資本性金融商品は、公正価値で測定し、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合を除いて、その変動を純損益で認識しています。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、資本性金融商品については、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという選択（取消不能）を行っています。公正価値変動による利得及び損失の事後における純損益への振替は行われません。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金については、「金融収益」として純損益で認識しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しています。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として、その他の包括利益に含めています。資本性金融商品の認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。

(II) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、将来発生すると見込まれる信用損失を控除して表示しています。当社グループは当該金融資産について、当初認識以降信用リスクが著しく増加しているか評価しています。この評価には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しています。

当初認識以降信用リスクが著しく増加していると評価された償却原価で測定される金融資産については、個々に全期間の予想信用損失を見積っています。そうでないものについては、報告日後12ヶ月の予想信用損失を見積っています。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定します。当該測定に係る金額は、純損益で認識します。

また、償却原価で測定される金融資産のうち、営業債権については、類似する債権ごとに過去における予想信用損失の実績率を基礎として将来の予想信用損失を見積っています。

(III) 金融負債の分類

金融負債の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりです。

当社グループは、金融負債を当社グループが当該金融商品の契約当事者になった時点で認識しており、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

(IV) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としてしています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

## ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として仕掛品であり、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しています。

## ③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### (I) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 3～47年
- ・工具器具及び備品 3～20年
- ・車両 3～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

### (II) その他の無形資産

無形資産の測定においては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しています。

のれん以外の無形資産は、当初認識後それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しています。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 8～20年
- ・パネル資産 10～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

## ④ リース

当社グループは、契約開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定の期間にわたって対価と交換に移転する場合、その契約がリースまたはリースを含んでいると判定しています。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リースおよび少額資産のリースについて、使用权資産およびリース負債を認識しないことを選択しています。

使用权資産は取得原価で当初測定し、取得原価には、リース負債の当初測定した金額に、リース契約に基づき要求される原資産の原状回復コスト等を含めています。リース負債は、リース開始日で支払われていないリース料を現在価値で当初測定しています。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、借手の追加借入利率を割引率として使用しています。

当初認識後は、使用权資産を見積耐用年数またはリース期間のいずれか短い年数にわたり定額法により減価償却しています。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

#### ⑤ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割引しは金融費用として認識しています。

#### ⑥ 退職後給付

当社グループの一部の子会社では、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しています。

当該会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し、算定しています。また、利息費用は、金融費用として計上しています。

確定給付制度債務及び制度資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しています。

また、当社及び当社グループの一部の子会社では、確定拠出制度を採用しています。確定拠出制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用として処理しています。

#### ⑦ 収益

当社グループでは顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、オンライン・リサーチを中心としたマーケティングリサーチサービスを提供しています。当社グループのマーケティングリサーチは設計、調査、集計、分析という段階に分けられ、設計から分析までがワンストップで提供されるものです。当社はこれらのマーケティングリサーチ事業の各工程の成果物について、履行義務の充足が他に転用できる資産を創出せず、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有していることから、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益認識を行っており、契約上のマイルストーンによるアウトプット法により履行義務の充足の測定、収益認識を行っています。契約資産は、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利です。契約負債は財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払い期限が到来しているものです。サービス提供は受注から半年以内に完了するなど、通常、履行義務の充足から1年以内に決済を完了しており、取引の対価には重大な金融要素を含んでいません。

また、収益は消費税等の税金を控除した金額で測定されます。

⑧ のれん

企業結合により生じたのれんは、のれんに計上しています。のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。のれんの減損損失が発生した場合は、連結損益計算書において認識され、その後戻入は行っていません。

⑨ 外貨換算

(I) 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しています。

各企業が計算書類を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引については、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は期末日の為替相場で、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債はその公正価値の算定日における為替相場で、取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は取引日の為替相場でそれぞれ換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。

(II) 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、為替相場に著しい変動がある場合を除き、平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

⑩ 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

⑪ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

棚卸資産の表示方法は、従来、連結財政状態計算書上、その他の流動資産（前連結会計年度は573百万円）に含めて表示していましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、棚卸資産として表示しています。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいています。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

当連結会計年度の連結計算書類において判断、見積り及び仮定の設定を行った項目のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある項目は、以下のとおりです。

#### ・ のれんの減損

(i) 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額  
のれん 42,928百万円

#### (ii) 算出方法及び主要な仮定

当社グループは、事業計画を基礎とした将来のキャッシュ・フローの見積り及び仮定を変更しています。のれんの減損テストの実施においては、割引後の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値にて算定した回収可能価額を用いており、当連結会計年度においては、のれんの減損損失の認識は不要と判断しています。なお、使用価値の算定に用いた将来事業計画は、市場指標及び過去実績を勘案した売上成長率等を主要な仮定とし、過去の経験及び外部情報とも整合性をとった上で策定しています。

#### (iii) 翌年度の連結計算書類に与える影響

減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

### 4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	2,821百万円
(2) 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	3,306百万円
(3) 資産から直接控除した貸倒引当金	72百万円
(4) 財務制限条項	

当社は、2022年3月29日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しています。

なお、当該契約には財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりです。

#### (i) 純資産維持

2022年6月期決算以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2021年12月第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%及び直前の決算期末日又は第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

2022年6月期決算以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2021年12月第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日又は第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

#### (ii) 利益維持

2022年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

2022年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式	普通株式	40,380,500株	100,000株	－株	40,480,500株
自己株式	普通株式	841,835株	86,300株	10,300株	917,835株

発行済株式は、新株予約権の行使により100,000株増加しています。

また、自己株式の増加86,300株は、2021年5月13日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであり、減少10,300株は、2021年10月27日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての処分による減少です。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

取締役会 決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年 8月12日	普通株式	利益剰余金	514百万円	13円	2021年 6月30日	2021年 9月30日
2022年 2月9日	普通株式	利益剰余金	315百万円	8円	2021年 12月31日	2022年 3月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

取締役会 決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 8月9日	普通株式	利益剰余金	356百万円	9円	2022年 6月30日	2022年 9月29日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 717,200株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については、経営計画と照らして必要に応じて資金を調達することとしています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

##### (I) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）にさらされており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。また、資金調達についてはその時々々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中から最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としています。

##### (II) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行となることにより、当社グループに財務上の損失が発生するリスクです。営業債権について、当社グループは各社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理等を行うとともに、信用状況を把握する体制としており、発生から一定期間を超えた営業債権について、債務不履行であると考え、減損処理の対象としています。

具体的には、当社グループは債権を営業債権（正常債権）、信用毀損債権の2つのカテゴリーに区分しており、①契約上の支払の期日経過が6ヶ月以上1年未満で、かつ、債務者の財政状況の把握・検討により、支払能力に問題があるとされた滞留債権、及び②契約上の支払の期日より1年以上入金のない滞留債権を、信用毀損債権としています。また、債務者による法的整理の完了時や、債務者の支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合等、債権の回収が合理的に見込めない場合においては、債権を直接償却しています。

予想信用損失は、過去の信用損失及び現在把握している定性的な要因のほか、全般的なマクロ経済の動向等も考慮のうえで、営業債権（正常債権）については、単純化したアプローチにより全期間の予想信用損失、信用毀損債権についても全期間の予想損失に等しい金額で測定しています。

金融資産については、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額が当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、保証として保有する担保及びその他の信用補完するものは、ありません。

##### (III) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関よりコミットメントライン契約等随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

##### (IV) 市場リスク管理

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされています。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には（i）為替変動リスク、（ii）金利変動リスクがあります。

当社グループが保有する金融商品のうち、当該市場リスクにさらされているものは、主として、長期借入金があります。

#### (i) 為替変動リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、主にユーロ、米ドルの為替変動が業績に大きく影響いたします。

為替変動リスクは、主として外貨建ての債権債務の保有により生じます。

為替相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っています。

なお、当社グループの在外営業活動体の計算書類の換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えています。

#### (ii) 金利変動リスク管理

金利変動リスクは、主として、変動利付の長期借入を行っていることにより生じます。

変動金利相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っています。

③ 公正価値の測定方法

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値に近似しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値に近似しています。

以下を除く、その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値は残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しています。

(a) 株式

上場株式は、取引所の価格を公正価値としています。非上場株式は、時価純資産法を用いて評価しています。

(b) 社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算出しています。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額は公正価値に近似しています。

(c) プット・オプションに基づく負債

プット・オプションに基づく負債は、連結子会社Precision Sample, LLCの非支配株主に発行したプット・オプションの公正価値を計上しています。当該公正価値は、当該プット・オプションが行使される時点で支払うべき金額を見積り、その見積金額に行使時点までの期間及び信用リスクを加味した利率を用いて現在価値により算定しています。

(d) デリバティブ資産

デリバティブ資産は、その他の金融資産に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。これは為替予約であり、主に外国為替相場などの観察可能なインプットを用いたモデルに基づき測定しています。

金融負債の期日別残高は以下のとおりです。契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しています。

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	4,764	4,764	4,764	—	—	—	—	—
社債及び借入金	31,555	31,693	666	10,651	651	10,651	9,069	2
リース負債	2,531	2,697	1,247	796	145	76	430	—
その他の金融負債	339	410	10	—	—	—	—	399
合計	39,190	39,565	6,689	11,448	797	10,727	9,499	402

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

① 金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりです。

なお、当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しています。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	38	－	24	63
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	－	9	－	9
合計	38	9	24	72
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
プット・オプションに基づく負債	－	－	329	329
合計	－	－	329	329

レベル1、2及び3の間の振替はありません。

② 償却原価で測定する金融商品

当社グループが保有する償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりです。

	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円
社債及び借入金	31,555	31,535

### ③ 評価技法とインプット

レベル2に分類される社債及び借入金の公正価値測定に用いられる評価技法は主に割引キャッシュ・フロー法であり、重要なインプットは割引率となっています。

レベル3に分類されるプット・オプションに基づく負債の公正価値は、観察不能なインプットを用いて割引キャッシュ・フロー法で算定した金額で評価しているため、レベル3に分類しています。

割引率が上昇した場合は、レベル2及びレベル3に分類される公正価値は減少する関係にあります。一方、割引率が低下した場合は、公正価値は増加する関係にあります。

なお、レベル3に分類される非上場株式は、当該投資先の将来の収益性の見通し及び対象銘柄における純資産価額、当該投資先が保有する主要資産の定量的情報等の外部より観察不能なインプット情報を総合的に考慮し、公正価値を測定しています。

また、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

レベル3に分類された金融商品の増減は以下のとおりです。

	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 金融資産	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融負債
	百万円	百万円
期首残高	16	33
利得及び損失		
その他の包括利益(注1)	7	-
純損益(注2)	-	△34
プット・オプションに基づく負債の認識	-	323
その他	-	6
期末残高	24	329

(注1) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものです。

(注2) 純損益に含まれている利得及び損失は、連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれています。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社グループは、マーケティング・リサーチ事業から計上される収益を売上収益として表示し、顧客との契約から生じる収益を報告セグメントの区分に基づき、以下のとおり分解しています。

(単位：百万円)

	報告セグメント		連結
	日本及び韓国事業	その他の海外事業	
日本	32,443	－	32,443
海外	5,197	12,169	17,366
合計	37,640	12,169	49,810

(注) 売上収益は販売が発生した所在地を基礎として、エリア別に分類しています。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項⑦収益」に記載のとおりです。

### (3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約残高

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しています。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### ③顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のために発生したコストから認識した資産はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 801円37銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益    | 79円71銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表

2022年6月30日現在  
(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,333	流動負債	5,251
現金及び預金	6,554	未払金	1,647
受取手形	41	1年内返済予定の長期借入金	650
売掛金	2,746	未払費用	204
契約資産	1,236	未払法人税等	281
仕掛品	167	未払消費税等	331
貯蔵品	17	契約負債	128
前払費用	349	賞与引当金	668
未収入金	159	役員賞与引当金	29
その他	62	パネルポイント引当金	1,243
貸倒引当金	△1	その他	66
固定資産	38,707	固定負債	31,246
有形固定資産	305	長期借入金	10,987
建物	206	社債	20,000
工具器具及び備品	98	資産除去債務	259
土地	0	負債合計	36,497
無形固定資産	25,289	株主資本	13,606
ソフトウェア	2,116	資本金	1,090
ソフトウェア仮勘定	78	資本剰余金	12,287
のれん	23,092	資本準備金	1,015
その他	1	その他資本剰余金	11,271
投資その他の資産	13,112	利益剰余金	1,019
投資有価証券	6	その他利益剰余金	1,019
関係会社株式	2,504	繰越利益剰余金	1,019
関係会社長期貸付金	9,621	自己株式	△791
敷金及び保証金	485	純資産合計	13,606
破産更生債権等	26		
繰延税金資産	688		
長期前払費用	10		
その他	6		
貸倒引当金	△237		
繰延資産	62		
社債発行費	62		
資産合計	50,104	負債・純資産合計	50,104

## 損益計算書

2021年7月1日から2022年6月30日まで  
(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		24,383
営業費用		23,518
営業利益		865
営業外収益		
受取利息	113	
受取配当金	373	
為替差益	40	
その他	248	775
営業外費用		
支払利息	173	
固定資産除却損	17	
その他	151	342
経常利益		1,299
税引前当期純利益		1,299
法人税、住民税及び事業税	841	
法人税等調整額	△66	774
当期純利益		524

# 株主資本等変動計算書

2021年7月1日から2022年6月30日まで

(単位：百万円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金			
					繰越 利益 剰余金			
2021年7月1日残高	1,062	987	11,272	12,260	1,325	△727	13,920	13,920
事業年度中の変動額								
新株の発行	27	27	—	27	—	—	55	55
当期純利益	—	—	—	—	524	—	524	524
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△72	△72	△72
自己株式の処分	—	—	△0	△0	—	8	8	8
配当金	—	—	—	—	△829	—	△829	△829
事業年度中の変動額合計	27	27	△0	26	△305	△63	△314	△314
2022年6月30日残高	1,090	1,015	11,271	12,287	1,019	△791	13,606	13,606

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式

移動平均法による原価法

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品 個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 貯蔵品 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～34年

工具器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な償却期間は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

のれん 20年

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

④ パネルポイント引当金

パネルに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 収益の計上基準

当社は、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社はオンライン・リサーチを中心としたマーケティングリサーチサービスを提供しています。当社のマーケティングリサーチは設計、調査、集計、分析という段階に分けられ、設計から分析までがワンストップで提供されるものです。当社はこれらのマーケティングリサーチ事業の各工程の成果物について、履行義務の充足が他に転用できる資産を創出せず、当社が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有していることから、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益認識を行っており、契約上のマイルストーンによるアウトプット法により履行義務の充足の測定、収益認識を行っています。契約資産は、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利です。契約負債は財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払い期限が到来しているものです。サービス提供は受注から半年以内に完了するなど、通常、履行義務の充足から1年内に決済を完了しており、取引の対価には重大な金融要素を含んでいません。

また、収益は消費税等の税金を控除した金額で測定されます。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(7) 繰延資産の償却方法

社債発行費は償還期間にわたり均等償却しています。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(9) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準等の適用

〔時価の算定に関する会計基準〕(企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。当該会計方針の変更による当事業年度の計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴う変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しています。なお、「収益認識会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)等については2019年6月期の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。これらの見積り及び仮定は、過去の実績及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいています。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

当事業年度の計算書類において判断、見積り及び仮定の設定を行った項目のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある項目は、以下のとおりです。

・ 関係会社株式及び関係会社貸付金の評価

(i) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

関係会社株式	2,504百万円
関係会社長期貸付金	9,621百万円

(ii) その他の情報

当社は、関係会社株式及び関係会社貸付金の評価にあたり、対象会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、株式の減損処理及び貸付金に対する引当金を認識しています。その結果、当事業年度において、株式会社マクロミル・サウスイーストアジア及びその子会社3社に対する株式の減損処理として、関係会社株式評価損22百万円を営業外費用に、関係会社貸付金に対する引当処理として、貸倒引当金繰入額43百万円を営業費用に計上しています。

(追加情報)

当社は、2022年3月29日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しています。

なお、当該契約には財務制限条項がついており、当該条項は連結注記表に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,081百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

(区分掲記したものを除く)

① 短期金銭債権	408百万円
② 短期金銭債務	99百万円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	2,805百万円
② 営業費用	1,018百万円
③ 営業取引以外の取引高	688百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び総数  
普通株式 917,835株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
パネルポイント引当金	380 百万円
賞与引当金	213 百万円
関係会社株式評価損等	2,821 百万円
減価償却超過額	2 百万円
資産除去債務	79 百万円
未払事業税	31 百万円
その他	156 百万円
繰延税金資産小計	3,686 百万円
評価性引当額	△2,973 百万円
繰延税金資産合計	713 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△24 百万円
繰延税金負債合計	△24 百万円
繰延税金資産の純額	688 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Siebold Intermediate B.V.	所有直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付	-	貸付金	4,217
				利息の受取り	66	流動資産 その他	29
子会社	MetrixLab B.V.	所有 間接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付	-	貸付金	5,124
				利息の受取り	41	流動資産 その他	11

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、契約に基づき利率を決定しています。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表」の「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	343円91銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

株式会社マクロミル  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木直幸  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村田賢士  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マクロミルの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、会社計算規則第120条第1項後前段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後前段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後前段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

株式会社マクロミル  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木直幸  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村田賢士  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マクロミルの2021年7月1日から2022年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第9期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月24日

株式会社マクロミル 監査委員会

監査委員 西山 茂 ㊟

監査委員 水島 淳 ㊟

監査委員 内藤 眞 ㊟

監査委員 中川 有紀子 ㊟

(注)監査委員西山茂氏、水島淳氏、内藤眞氏及び中川有紀子氏は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上